

町民まちづくり懇談会

令和元年8月5日（月）18時30分～ 追分公民館
8月6日（火）18時30分～ 遠浅公民館
8月7日（水）18時30分～ 早来町民センター
8月8日（木）18時30分～ 安平公民館

1. 開 会

2. 挨拶

3. 案件

- (1) 復興まちづくり計画の策定状況について…資料1・2・3・4
- (2) 復興まちづくり支援策（案）等について…資料5・6
- (3) 意見交換

4. その他

5. 閉 会

- 資料1 復興まちづくりに関する意向調査 結果概要
 - 資料2 町民まちづくり懇談会開催概要（6月開催）
 - 資料3 復興まちづくり計画（骨子）
 - 資料4 復興関連事業（素案）
 - 資料5 復興まちづくり支援策（案）の概要 [住み替え対応]
 - 資料6 新規支援制度（案）の概要 [自治会等災害支援金・墓石見舞金等]

安平町復興まちづくりに関する意向調査 結果概要

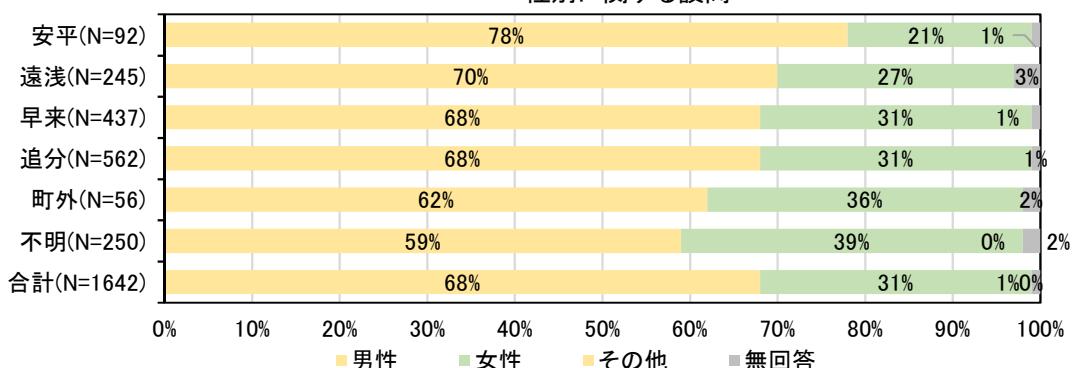
■調査概要

- 調査期間：令和元年5月17日～令和元年6月3日
- 配布先：安平町全世帯及び町外避難世帯
- 配布数：4,095通、回収数：1,642通、回収率：40% (令和元年6月30日時点)

問1 あなたの性別について

- 回答者の性別は68%が男性で31%が女性、1%が無回答であった。
- 安平地区では回答者92名のうち8割が男性と他地区と比較して、男性の回答割合が高い。

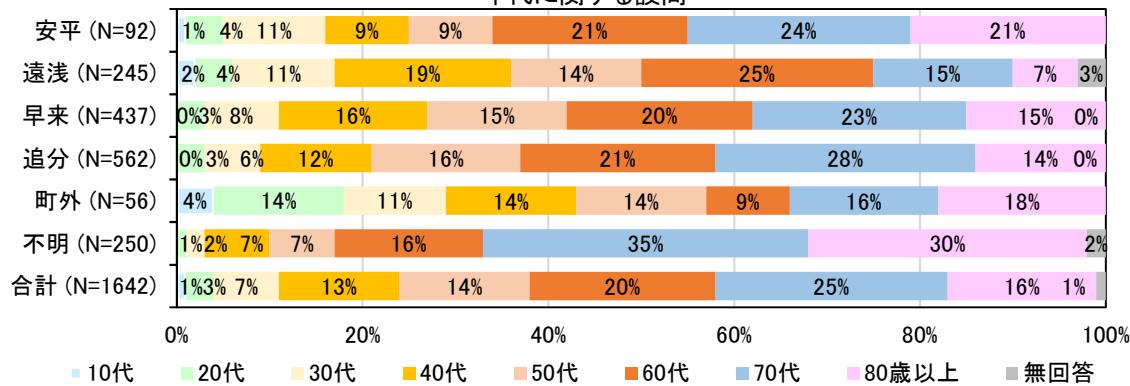
性別に関する設問



問2 あなたの年代について

- 年代に関する回答は、10代が1%、20代が3%、30代が7%、40代が13%、50代が14%、60代が20%、70代が25%、80歳以上が16%、無回答1%であった。
- 回答者のうち約6割が60代以上で、特に安平地区では約7割が60代以上と高齢者の割合が高い。

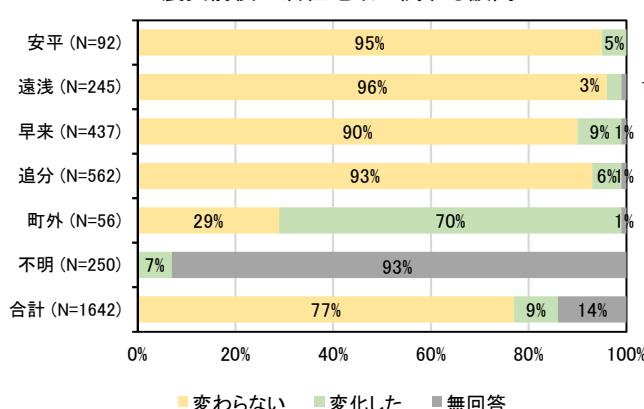
年代に関する設問



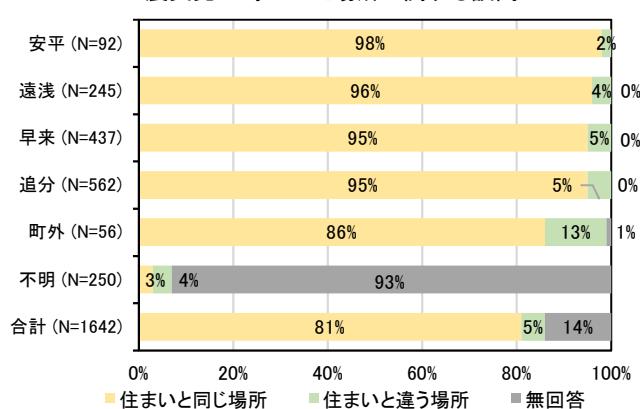
問3 震災前後の居住地と地震発生時にいた場所

- 震災前後の居住地域に関する設問では、変わらないが77%、変化したが9%、無回答が14%となっており、1割の回答者が居住地域が変化している。
- 震災時の居住地域と震災時にいた場所が異なる回答者は5%で、8割以上が居住地域で被災している。

震災前後の居住地域に関する設問



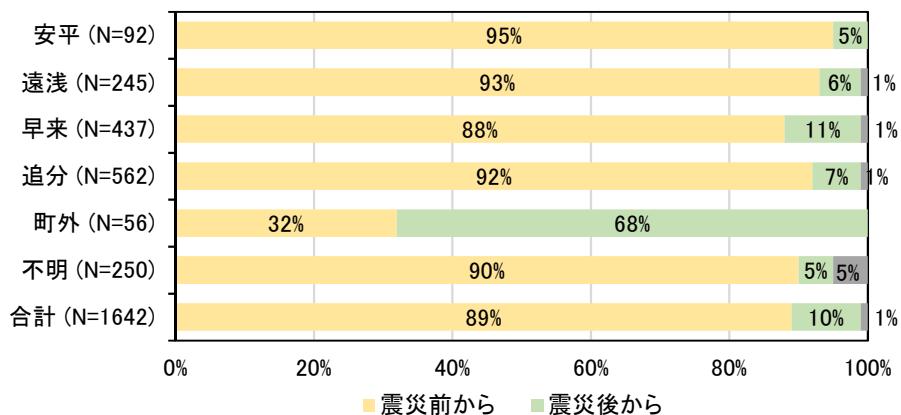
震災発生時にいた場所に関する設問



問4 現在の住まいの状況

- 現在の住まいに関する回答は、震災前から住んでいるが89%、震災後からが10%、無回答1%である。
- 震災をきっかけとした住まいの変更は1割となっているが、現在町外に在住している回答者の7割は震災後との回答となっており、震災によって転居を余儀なくされたことが伺える。

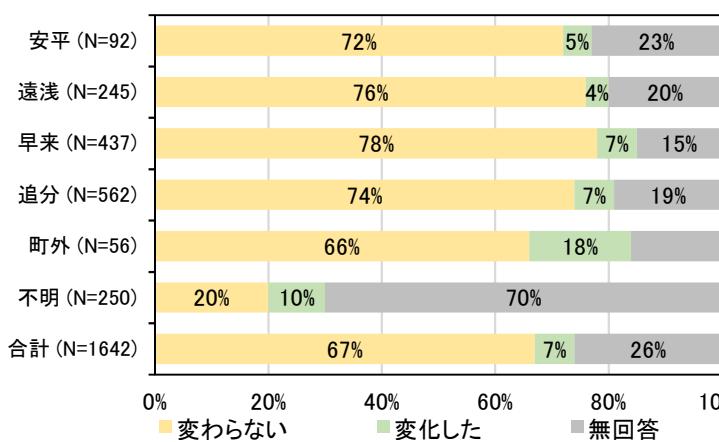
現在の住まいに関する設問



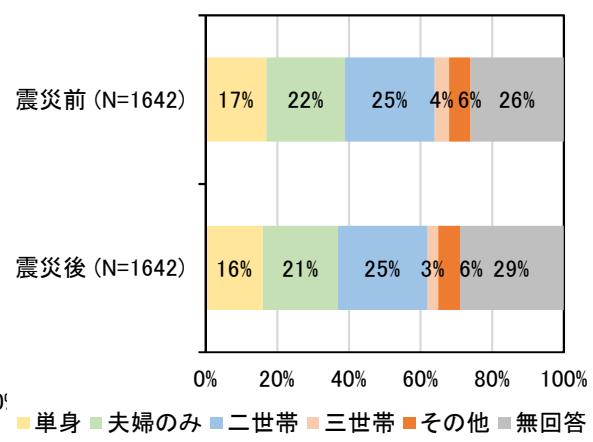
問5 震災前後の世帯構成

- 震災前後の世帯構成の変化は、変わらないが67%、変化したが7%、無回答が26%となっている。
- 世帯構成は、夫婦のみ（震災前22%、震災後21%）及び二世帯（震災前25%、震災後25%）の割合が高い。

震災前後の世帯構成の変化に関する設問



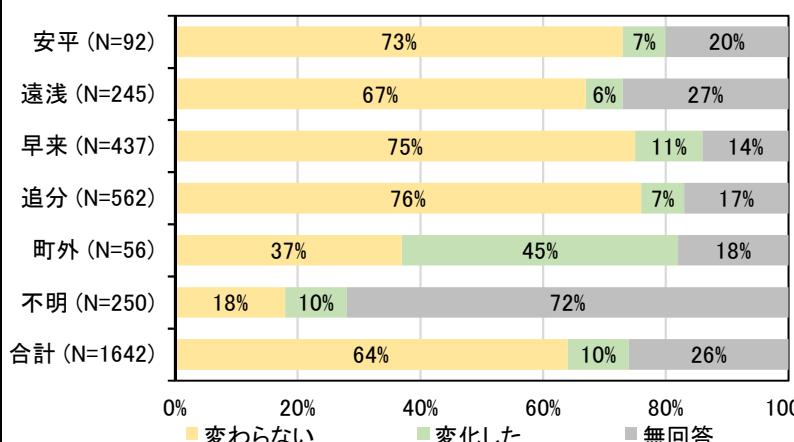
震災前後の世帯構成の割合(合計の数値)



問6 震災前後の住まいの種類

- 震災前後の住まいの種類は、変わらないが64%、変化したが10%、無回答が26%となっている。
- 住まいの種類は、震災前が持家(戸建)の割合が48%となっていたが、震災後は44%に低下している。また、住まいが変わった158名のうち、仮設住宅の居住者は44名（28%）となっている。

震災前後の住まいの種類に関する設問

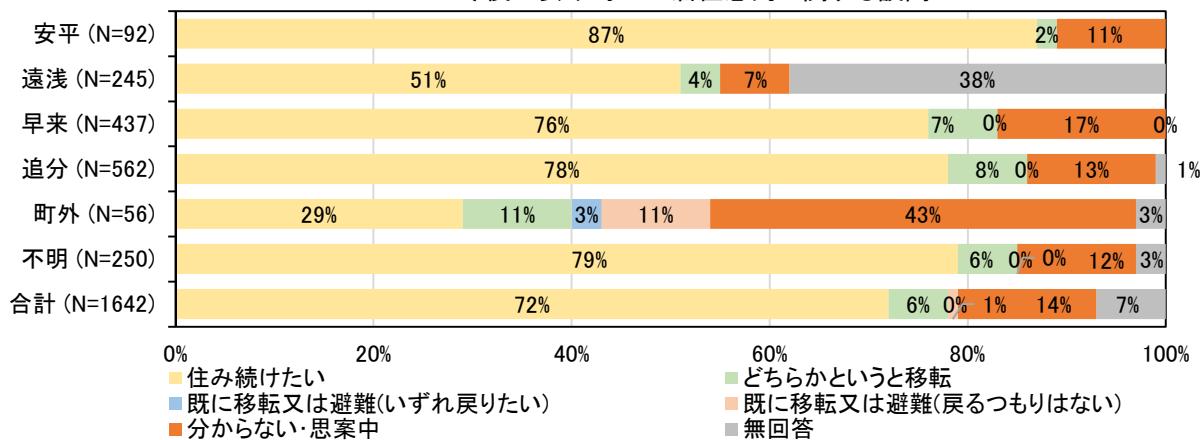


	震災前 (N=1643)	震災後 (N=1643)
持家(戸建)	48%	44%
持家(集合住宅)	1%	1%
借家(戸建・集合住宅)	8%	7%
町営・公営住宅	7%	7%
社宅	4%	4%
福祉施設	4%	4%
間借り・下宿・寮	1%	1%
仮設住宅 (みなし仮設・トレーラーハウス等)	0%	3%
その他	1%	1%
無回答	26%	28%
合計	100%	100%

問7 今後の安平町への居住意向

- 今後の安平町への居住意向では、72%が住み続けたいと回答している。
- 一方、町外の回答者は、既に移転又は避難（戻るつもりはない）が11%、同様に、分からぬ・思案中も43%となっており、既に移転又は避難している回答者でいずれ戻りたいは僅か3%であった。

今後の安平町への居住意向に関する設問



問8 安平町に住み続けるか・移転するか・戻るかを判断するうえで重視すること（複数回答）

- 安平町に住み続けるか・移転するか・戻るかを判断するうえで、最も重視されている事項は、買い物、子育て、教育、健康、医療、福祉等の環境充実（39%）であり、次いで、自宅の再建や住まいの確保（35%）、地震からの安全性の確保（30%）が続いている。
- 一方、町外では、自宅の再建や住まいの確保が4割を超えており、町外へ転居を余儀なくされている回答者への住まいの対策が急務であることが伺える。

	安平地区 (N=92)	遠浅地区 (N=245)	早来地区 (N=437)	追分地区 (N=562)	町外 (N=56)	不明 (N=250)	合計 (N=1642)
自宅の再建や住まいの確保	34%	15%	39%	42%	43%	28%	35%
地震からの安全性の確保	22%	24%	32%	32%	29%	27%	30%
買い物、子育て、教育、健康、医療・福祉等の環境の充実	32%	25%	47%	45%	29%	29%	39%
地域コミュニティ、家族や知人など人間関係があること	32%	20%	33%	31%	16%	26%	29%
道路、橋、公共施設など町全体の復旧復興の状況	15%	7%	20%	19%	7%	19%	17%
仕事	27%	21%	35%	30%	27%	21%	29%
特に重視するものはない	12%	9%	7%	9%	7%	13%	9%
その他	1%	4%	5%	4%	11%	5%	5%
無回答	5%	31%	4%	4%	5%	14%	10%

※最も回答割合が高い項目に着色

2. 北海道胆振東部地震発生時の状況

問9 震災直後の地震や避難に関する情報源（複数回答）

- 震災直後の地震や避難に関する情報源は、全ての地区でラジオが最も高くなっている、町全体で46%となっている。次いで、テレビ（地上波/BS）が37%となっている。
- また、近所の方や地域の方からも26%みられ、地域コミュニティの重要性が伺える結果となっている。

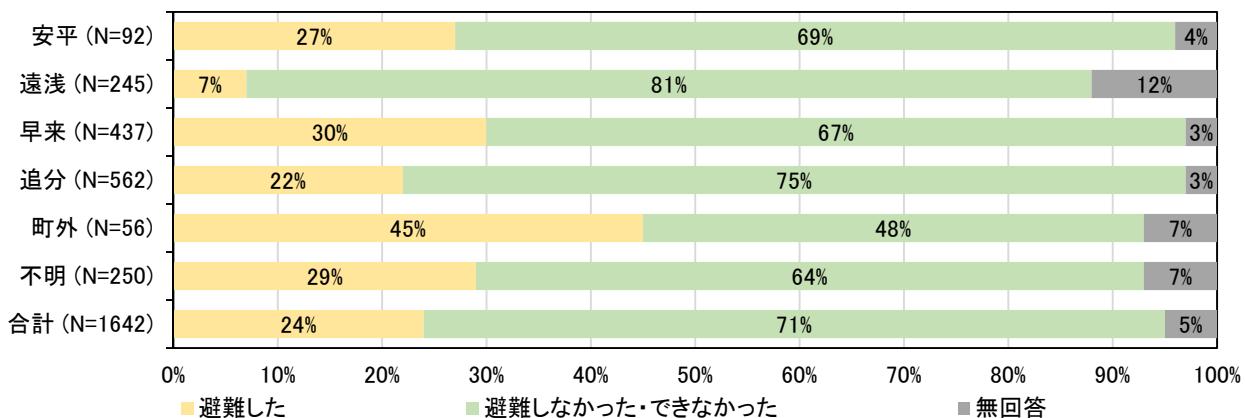
	安平地区 (N=92)	遠浅地区 (N=245)	早来地区 (N=437)	追分地区 (N=562)	町外 (N=56)	不明 (N=250)	合計 (N=1642)
ラジオ	55%	35%	50%	49%	36%	44%	46%
テレビ(地上波/BS)	36%	20%	28%	49%	30%	41%	37%
あびらチャンネル	8%	4%	7%	8%	—	9%	7%
インターネット等	12%	13%	21%	20%	16%	10%	17%
防災無線放送	2%	1%	4%	5%	—	5%	4%
近所の方や地域の方から	26%	16%	31%	29%	20%	21%	26%
仕事先の同僚や知人から	8%	7%	14%	9%	14%	3%	9%
情報を入手できなかった	9%	15%	12%	8%	14%	9%	11%
その他	5%	5%	7%	5%	4%	6%	6%
無回答	4%	30%	3%	3%	7%	8%	8%

※最も回答割合が高い項目に着色

問10-1 地震直後の避難

- 震災直後の避難について、避難したが24%で、避難しなかった・できなかつたが71%、無回答が5%となっており、避難しなかった・できなかつたの割合が高い。
- 地区別には、遠浅が避難率が1割未満と低い。一方、町外の回答者は約5割が避難したと回答するなど、避難率に関しては地区別に差がみられる結果となった。

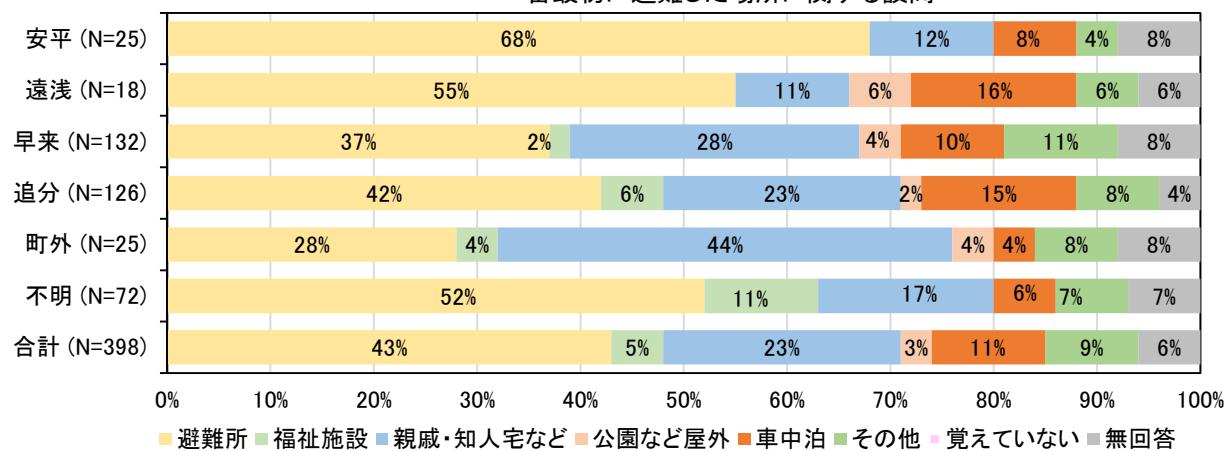
地震直後の避難に関する設問



問10-2 一番最初に避難した場所（問10-1で避難したを選択した回答者）

- 一番最初に避難した場所は43%が避難所である。地区別では、遠浅地区が車中泊が多く、早来地区、追分地区、町外では親戚・知人宅などが多い結果になるなど、地区別に最初に避難した場所に差がみられる結果となっている。

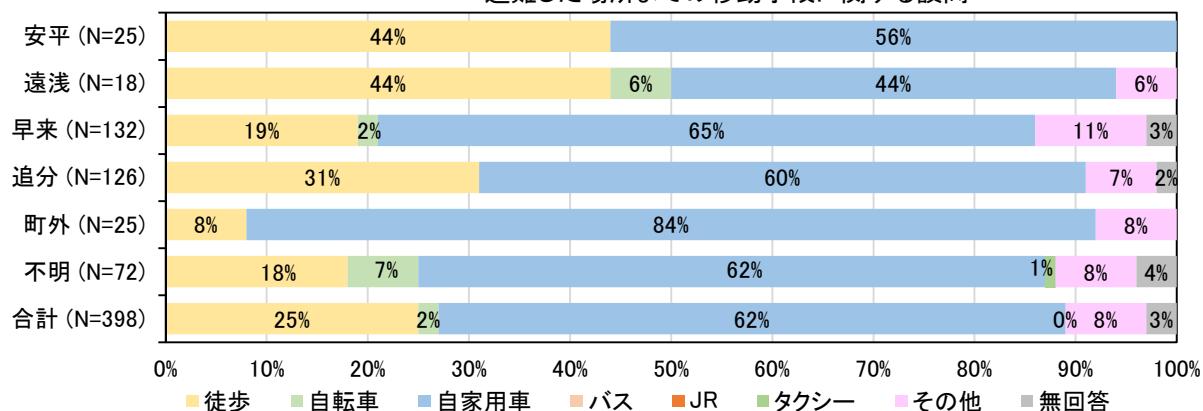
一番最初に避難した場所に関する設問



問10-3 避難までの移動手段（問10-1で避難したを選択した回答者）

- 避難した場所までの移動手段は、自家用車の割合が最も高く62%となっている。地区別では、安平地区、遠浅地区が徒歩の割合が高く、町外では親戚・知人宅に避難している回答者が多いことから自家用車での移動が多くなっている。

避難した場所までの移動手段に関する設問



問10－4 避難した場所で足りなくて困ったこと（問10-1で避難したを選択した回答者：複数回答）

- 避難場所で足りなくて困ったことについては、特に困らなかつたが最も多いが、安平地区、遠浅地区、では、生活用水の割合が最も高く、全体でも31%の回答割合となっている。
- その他、食料が23%と続き、水・食料の安定確保が課題であるほか、携帯電話充電器が16%を占めるなど、通信環境の整備も課題となっていたことが伺える。

	安平 (N=25)	遠浅 (N=18)	早来 (N=132)	追分 (N=126)	町外 (N=25)	不明 (N=72)	合計 (N=398)
生活用水	40%	50%	33%	33%	24%	18%	31%
飲料水	8%	11%	10%	5%	8%	7%	8%
食料	16%	33%	34%	21%	8%	13%	23%
タオル	—	—	4%	2%	—	6%	3%
携帯電話充電器	12%	17%	21%	14%	12%	14%	16%
段ボールベッド	8%	—	10%	7%	4%	4%	7%
衣類	—	6%	8%	5%	12%	6%	6%
紙おむつなど育児用品	—	—	2%	4%	—	—	2%
医薬品	—	—	8%	4%	—	6%	5%
特に困らなかつた	24%	33%	31%	37%	48%	31%	33%
その他	4%	6%	11%	6%	8%	8%	8%
無回答	8%	—	7%	9%	4%	10%	8%

※最も回答割合が高い項目に着色

問11－1 避難した理由（問10-1で避難したを選択した回答者：複数回答）

- 避難した理由は、停電や断水など自宅で生活するのが不安な状態だったからが56%で最も高く、次いで、余震がまだ続くと思ったからとなっている。
- どの地区でも概ね上記2つの回答割合が高いが、安平地区及び遠浅地区では、自治会町内会や家庭内でその場所に避難することを決めていたからの割合も高く、日常の防災意識が高かったことが伺える。

	安平地区 (N=25)	遠浅地区 (N=18)	早来地区 (N=132)	追分地区 (N=126)	町外 (N=25)	不明 (N=72)	合計 (N=398)
自治会町内会や家庭内でその場所に避難することを決めていたから	44%	22%	8%	14%	12%	18%	15%
警察や町の職員などに避難するよう呼びかけられたから	12%	17%	11%	6%	12%	7%	9%
自治会町内会など地域の人に避難するよう呼びかけられたから	12%	11%	10%	12%	12%	17%	12%
近所の人がそこに避難すると言っていたから	—	6%	5%	12%	—	1%	6%
自宅建物が壊れ、中で生活することができなくなったから	8%	11%	17%	19%	28%	22%	19%
停電や断水など、自宅で生活するのが不安な状態だったから	44%	61%	64%	53%	48%	54%	56%
まだ余震が続くと思ったから	44%	33%	58%	54%	48%	46%	52%
その他	12%	22%	9%	9%	8%	14%	11%
無回答	12%	6%	4%	10%	4%	11%	8%

※最も回答割合が高い項目に着色

問11－2 避難しなかった理由（問10-1で避難しなかった・できなかったを選択した回答者：複数回答）

- 避難しなかった理由は、町外を除き自宅が安全だと思った・避難の必要がなかったからが最も高い結果となった。
- 町外では、治療中の家族がいたためなどの意見が挙げられている。

	安平地区 (N=63)	遠浅地区 (N=197)	早来地区 (N=291)	追分地区 (N=421)	町外 (N=27)	不明 (N=160)	合計 (N=1159)
自宅が安全だと思った・避難の必要がなかつたから	75%	91%	80%	85%	41%	79%	82%
避難場所までの移動が困難だったから	6%	15%	3%	4%	4%	6%	6%
病人や身体が不自由な家族がいて、避難するのが困難だったから	5%	15%	2%	5%	4%	4%	6%
どこに向かえばよいのかわからなかつたから	8%	3%	7%	5%	—	6%	5%
家族の安否が確認できなかつたから	—	1%	1%	1%	4%	—	1%
避難しようとした施設に避難者が殺到して避難できないと思ったから	—	—	2%	2%	4%	1%	2%
その他	10%	9%	16%	9%	48%	7%	11%
無回答	3%	2%	3%	3%	4%	8%	4%

※最も回答割合が高い項目に着色

問12 災害時、生活する中で特に必要と感じた情報（複数回答）

- 災害時、生活する中で特に必要と感じた情報は、電気・ガス・水道の復旧状況が84%で最も高くなっている。
- 次いで、ガソリン、灯油などの燃料供給状況が46%、食料などの支援物資の提供情報が44%、スーパーや小売店などの営業情報が41%と、生活インフラの復旧や飲食料品の確保に関する情報が特に必要であったことが伺える。

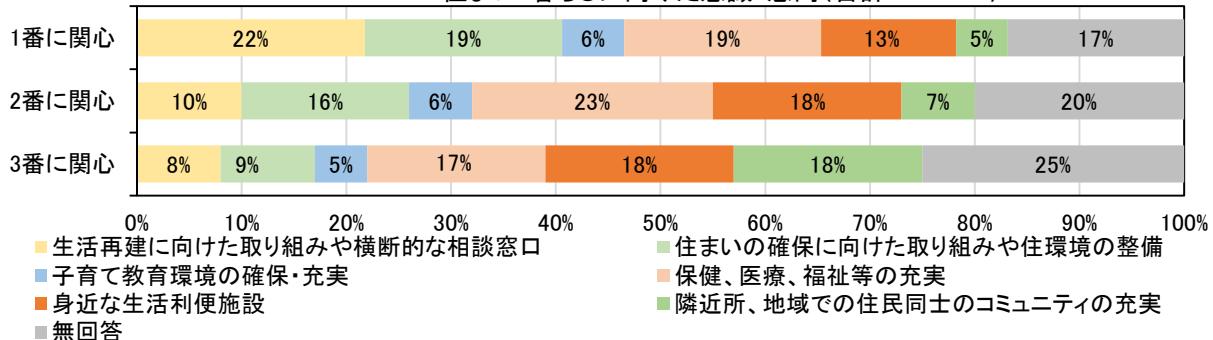
	安平地区 (N=92)	遠浅地区 (N=245)	早来地区 (N=438)	追分地区 (N=562)	町外 (N=56)	不明 (N=250)	合計 (N=1643)
知人や家族の安否情報	28%	19%	34%	37%	38%	30%	32%
地震・津波の情報	34%	36%	44%	40%	45%	26%	38%
天気・気温などの気象情報	9%	11%	19%	17%	16%	13%	15%
電気・ガス・水道の復旧状況	79%	83%	86%	88%	71%	78%	84%
道路の通行規制状況	20%	27%	32%	23%	32%	19%	26%
公共交通機関の復旧状況	12%	9%	14%	16%	11%	9%	13%
ガソリン、灯油などの燃料供給状況	49%	48%	49%	48%	39%	34%	46%
スーパーや小売店などの営業情報	38%	36%	41%	48%	34%	32%	41%
食料などの支援物資の提供情報	41%	47%	49%	45%	36%	34%	44%
仮設住宅に関する情報	2%	1%	3%	4%	11%	4%	3%
義援金などの生活再建情報	10%	5%	14%	14%	21%	12%	12%
その他	3%	0%	3%	3%	5%	1%	2%
特にない	3%	1%	1%	2%	7%	3%	2%
無回答	3%	12%	3%	3%	9%	8%	5%

3. 復興まちづくりに向けた意識・意向について

問13 住まい・暮らし

- 「1番に関心がある」で最も割合が高い事項は、生活再建に向けた取り組みや横断的な相談窓口になっている。「2番目に関心がある」では、保健、医療、福祉等の充実、「3番目に関心がある」では、身近な生活利便施設、隣近所、地域の住民同士のコミュニティの充実の割合が最も高い。
- また、住まいの確保に向けた取り組みや住環境の整備については、「1番に関心がある」、「2番に関心がある」で上位に位置づけられており、高い関心が示されている。

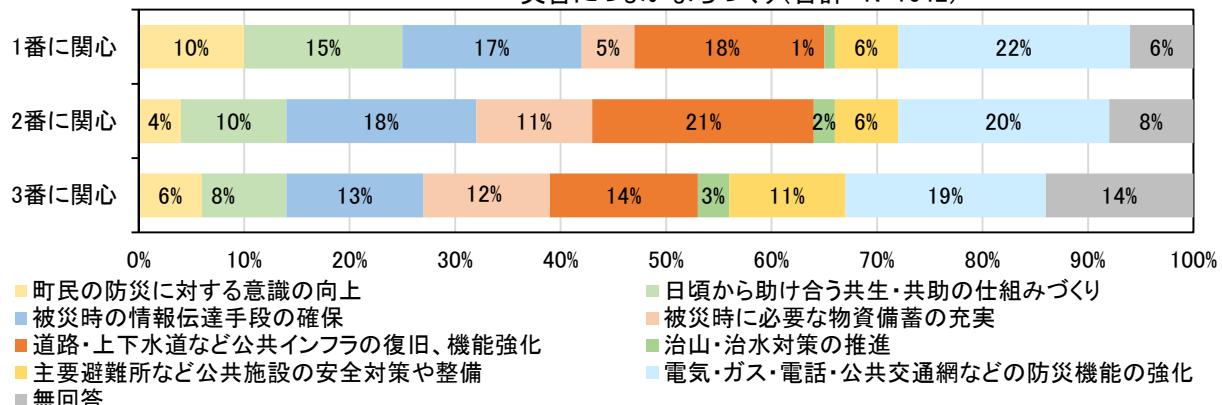
住まい・暮らしに向けた意識・意向(合計 N=1642)



問14 災害につよいまちづくり

- 「1番に関心がある」で最も割合が高い事項は、電気・ガス・電話・公共交通網などの防災機能の強化となっている。「2番目に関心がある」では、道路・上下水道など公共インフラの復旧・機能強化で、「3番目に関心がある」では、再度、電気・ガス・電話・公共交通網などの防災機能の強化となっている。
- また、被災時の情報伝達手段の確保も高い関心が示されており、多様な情報伝達手段の活用が必要であることが伺える。

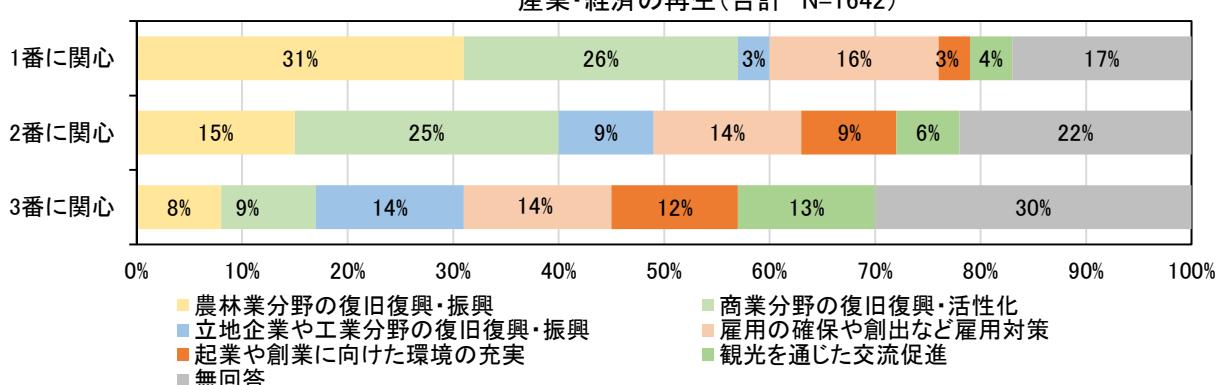
災害につよいまちづくり(合計 N=1642)



問15 産業・経済の再生

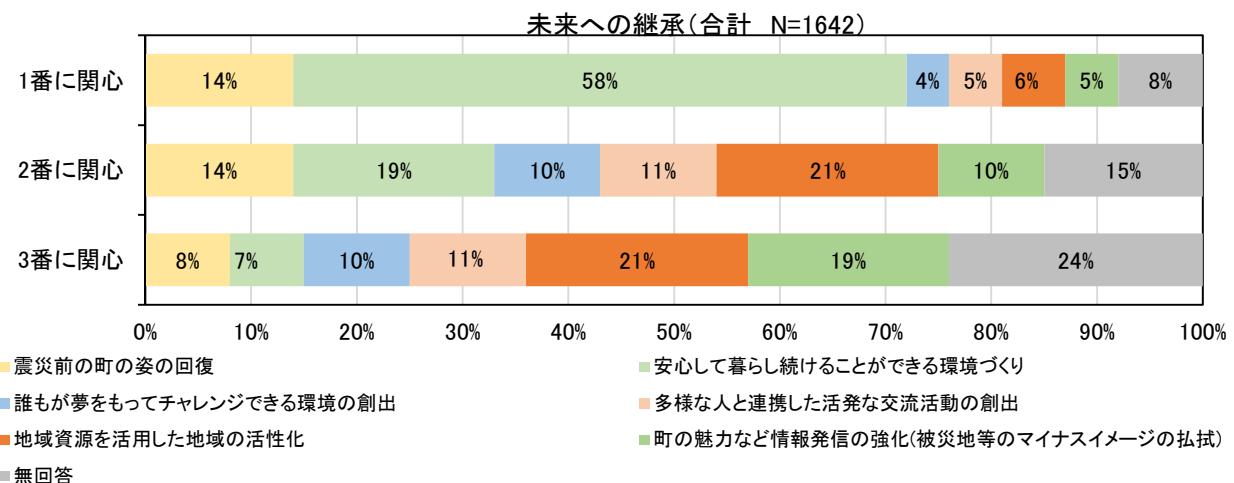
- 「1番に関心がある」で最も割合が高い事項は、農林業分野の復旧復興・振興となっている。「2番目に関心がある」では、商業分野の復旧復興・活性化で、「3番目に関心がある」では、立地企業や工業分野の普及復興・振興、雇用の確保や創出となっている。

産業・経済の再生(合計 N=1642)



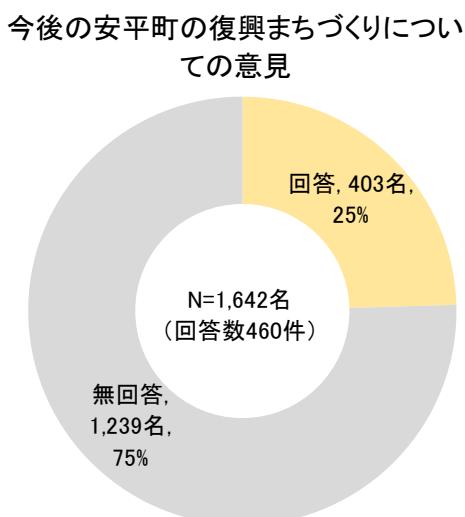
問16 未来への継承

- 「1番に関心がある」で最も割合が高い事項は、安心して暮らし続けることができる環境づくりとなっている。「2番目に関心がある」では、地域資源を活用した地域活性化、「3番目に関心」があるでも、地域資源を活用した地域活性化となっており、その他、町の魅力など情報発信の強化（被災地等のマイナスイメージの払拭）も高い関心が示されている。



問17 今後の安平町の復興まちづくりに関する意見

- 今後の復興まちづくりに関する意見では回答者全体の25%が意見を記入するなど、復興まちづくりに高い関心が示されている。
- 最も意見が多くたのは、情報伝達手段の改善（13%）で、次いで道路等インフラの復旧及び整備（10%）、災害対応への改善要望（9%）と続いている。
- 高齢者の回答として、買い物環境の改善と交通環境の改善を併せて要望する回答が多くみられた。



	回答数	割合
情報伝達手段の改善	55件	13%
道路等インフラの復旧及び整備	45件	10%
災害対応への改善要望	41件	9%
まちづくり(復興計画含む)への意見・提言	37件	8%
地域活性化・産業の振興	36件	8%
交通環境の改善	33件	7%
行政への意見	33件	7%
住宅等の支援・補助	29件	6%
高齢者への支援	25件	5%
教育環境の改善	14件	3%
定住促進	14件	3%
買い物環境の改善	15件	3%
医療・福祉の環境の改善	9件	2%
観光振興・交流人口の拡大	7件	2%
土地利用の改善	7件	2%
雇用機会の創出	5件	1%
子育て支援	6件	1%
道の駅に関する意見	5件	1%
精神面のケア	3件	1%
地域コミュニティの改善	3件	1%
スポーツ施設の復旧	2件	0%
義援金の用途	2件	0%
行政等への謝意	19件	4%
その他	15件	3%
合計	460件	100%

※回答者403名、回答数460件（複数意見があるため）

「市民まちづくり懇談会」開催概要

6月17日（月）18時30分～	遠浅公民館	9名（議員・報道除く）
6月18日（火）　〃	早来市民センター	9名（〃）
6月20日（木）　〃	追分公民館	25名（〃）
6月21日（金）　〃	安平公民館	14名（〃） 計57名

◆「市民まちづくり懇談会」にて市民から頂いたご意見・ご要望等

意見・要望事項		意見のあつた主な地区
1 ◇被災者の「住まい確保」方策に関するご意見	Q：被災者に安心感を与えるためにも、住宅再建策や住まい確保方策を示す必要があると感じていますが、どのような方策を考えていますか。 A：様々なアンケートを実施中。具体的な支援策について、様々な観点から検討していきます。	早来 追分 安平
2 ◇公費解体後の空き地が増えることや跡地の活用を危惧するご意見	Q：地震に伴う公費解体により、空き地が増えていくことで不安を感じます。 また、住宅街の公費解体後の跡地に太陽光パネルの設置が進むのではと危惧しています。 A：公費解体により空き地が増えていくため、空き地の流動化対策等を検討していきます。	遠浅 早来 追分
3 ◇仮設住宅等の入居者に対する個別面談等による意向把握に関するご意見	Q：仮設住宅やみなし仮設住宅の入居者等に対しては、個別に面談するなど意向の吸い上げや把握などの対応が必要になると思います。 A：心のケア、健康のケアという面では保健師等による訪問活動を行っています。 住宅再建や住まいの意向把握については、アンケート等を行っているところであり、今後の支援方策の説明などを行う際に、どのように意向把握していくか検討していきます。	早来 追分
4 ◇各地区の被害状況や復旧工事の進捗状況などを市民周知していくべきとのご意見	Q：各地区の被害状況などは、市民にまで情報が伝わっていない。各地区の被害がどういう状況にあるのかなど、周知を行っていくべきと考えます。 A：各地区の被害状況、町内の復旧工事の進捗状況や復興に向けた情報などを、市民周知・広報周知により情報を届けていきたい。	早来 追分
5 ◇発災時の情報入手方法等に関するご意見	Q：メールアプリ情報のように、災害や異常気象など必要な情報を取得できるような情報入手方法などを検討願いたい。 A：スマホアプリの活用やスマホを利用していない方への情報伝達の方法なども含めて、企業の協力も得ながら検討していきます。	安平
6 ◇大型車両の通行による振動対策を講じて欲しいというご意見・ご要望	Q：復旧復興工事の本格化に伴い大型車両の通行量も増えていますが、大型車両の通行による振動が酷いため、対策を講じて欲しい。 A：看板設置などにより国道側を通行するよう市街地流入の抑制対応を行うとともに、振動抑制対策として、道路に亀裂・段差・不陸等の痛みが生じている国道・道道の補修について国や北海道へ要望していきます。	早来

安平町復興まちづくり計画（骨子）

令和元年8月

計画策定の趣旨

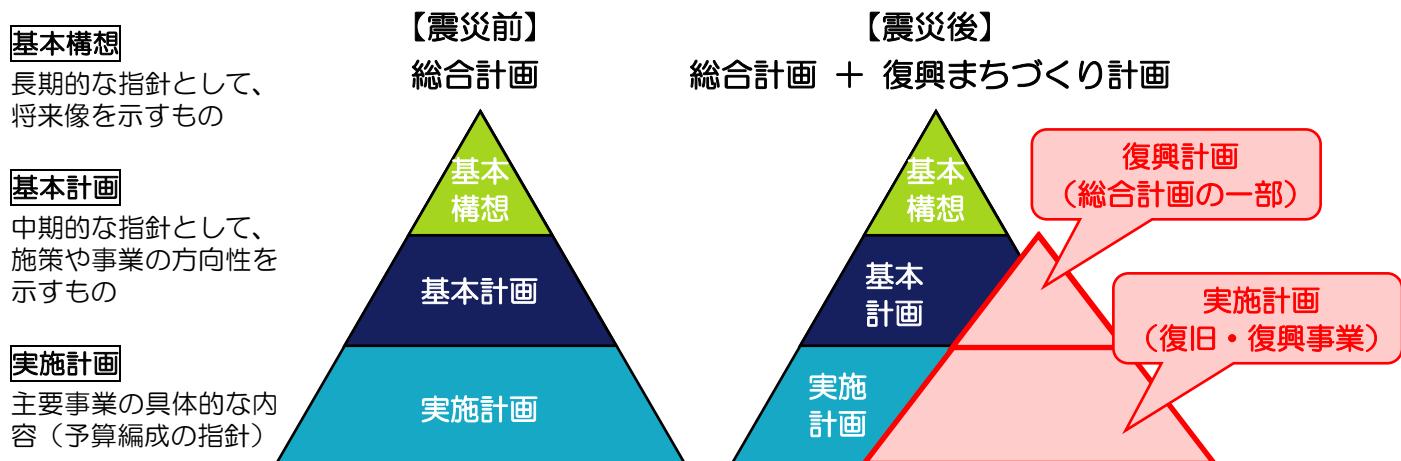
- 復興まちづくり計画は、町民の生活再建に向けて、復旧^{※1}から復興^{※2}へと将来を見据えた取り組みを進めるため、今後のまちづくりの基本的な考え方と主要な施策を示すものです。

※1 復旧：震災の前の元の状態に戻すこと ※2 復興：震災の前よりプラスの状態をつくり出すこと

計画の位置づけ

- 安平町の目指すべきまちづくりの方向性として策定している「第2次安平町総合計画（平成29年3月策定）」と一体的に推進するため、復興まちづくり計画は、第2次安平町総合計画の一部として位置づけ、中期基本計画と一緒に取り組みます。

計画の位置づけイメージ



計画期間

- 復興まちづくり計画の対象期間は、令和元年度から令和4年度までの4年間とします。
- ただし、復興に向けては、長期的な視点を持って取り組むべき課題も多いため、令和5年度以降については、第2次安平町総合計画 後期基本計画（令和5年度～令和8年度）の中で復興後のまちづくりに関する内容を盛り込み継続して取り組んでいくこととします。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画			中期基本計画				後期基本計画	
復興計画		復興まちづくり計画						

復旧期								
復興期								
復興発展期								

計画の体系

- 『安平町震災復興基本方針（平成31年2月策定）』で示した4つの基本方針に基づいて、以下の体系で施策を位置付けます。

町民・地域・民間・行政の総力を結集した未来につながる復興を目指して

基本方針1 住まいと暮らしの再建

- (1) 被災者の住まいの確保
- (2) 被災者の生活再建支援
- (3) 保健・医療・福祉の充実（被災者の健康・心のケア等）
- (4) 子育て教育環境の確保・充実

基本方針2 災害に強いまちづくり

- (1) 地域コミュニティの維持強化・地域防災力の向上
- (2) 防災・危機管理体制の強化と再構築
- (3) 公共インフラや公共施設の復旧・機能強化
- (4) 災害対応の基盤づくり

基本方針3 産業・経済

- (1) 農林業の復興・再生
- (2) 商業の復興・再生
- (3) 町内立地企業等の復興・再生
- (4) 観光の振興・再生

基本方針4 未来につながる復興

- (1) 安心して暮らすことができる環境づくり
- (2) 未来につながる新たな交流と担い手育成
- (3) 町の魅力発信の強化（プロモーション）

計画策定までの今後の進め方

- 今後は町民のみなさまのご意見などを反映させながら検討を進め、以下のスケジュールで計画を策定する予定です。

令和元年 8月・・・町民まちづくり懇談会（4地区）・未来創生委員会
9月・・・議会全員協議会（計画素案検討）
10月・・・未来創生委員会
11月・・・パブリックコメント・町政懇談会（4地区）
12月・・・議会全員協議会（計画案検討）・12月議会

復興まちづくり計画策定

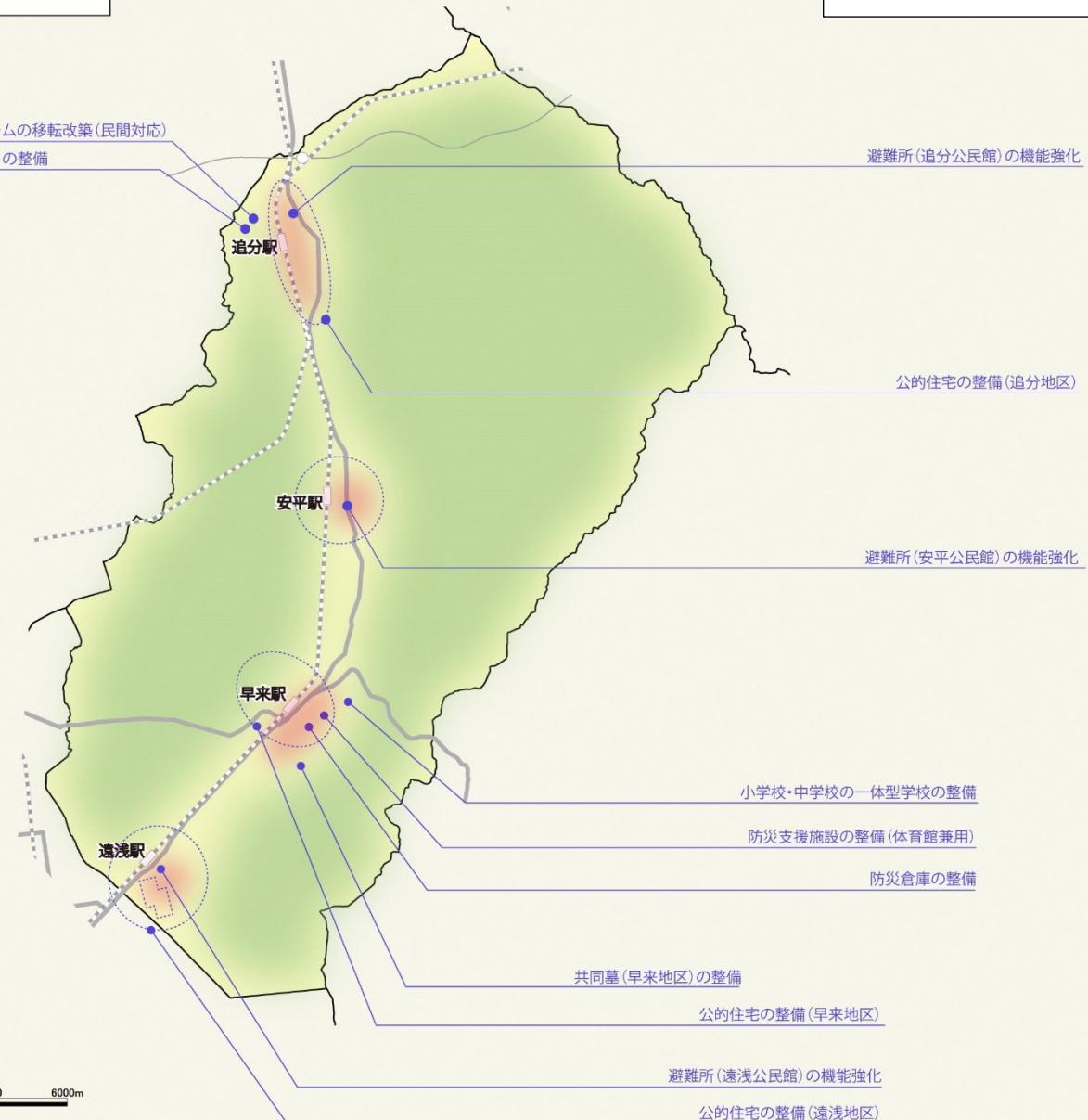
安平町復興関連事業(素案)

まちづくり懇談会
資料4

復興関連事業	小学校・中学校の一体型学校	防災支援施設 (防災コミュニティ施設)
事業概要	早来中学校の再建に合わせた教育環境の向上に向け、老朽化している早小の将来的な維持管理費と改修費の低減、魅力的な教育環境の創出の観点から小学校・中学校を一体型として整備	災害時の避難所、防災備蓄品の保管庫、ボランティアや自衛隊などの災害支援活動の拠点整備(体育館としても活用できる施設)

復興関連事業	防災倉庫	避難所の機能強化
事業概要	町内に点在している保管庫機能を集約。災害時対応(炊き出し、大型車両の搬出入・物資関連)を想定した機能整備	主要避難所となる公民館の防災機能・避難所機能の強化

復興関連事業	公的住宅の整備	共同墓
事業概要	応急仮設住宅・みなし仮設住宅等の入居期限後の住まいの確保	追分地区・早来地区に各1基を整備



復興まちづくり支援策（案）の概要について（仮設住宅等入居者の住み替え対応）

□ 基本的な考え方

- 仮設住宅の入居期限（2年間）までに、新しい住宅への住み替えを促進
- 住み替えに向けては、各入居者へ支援策を説明の上、個別の意向を把握しながら対応
- 入居者の住み替えは、仮設住宅の入居期限を待たず可能な方から隨時対応

□ 対応（案）一覧

アンケートでの 希望住宅等	対応（案）
自宅新築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自宅を解体し新築した場合（半壊以上）費用助成 【検討中：100万円】 (※モバイルハウス・トレーラーハウスを購入する場合も対象)
自宅修理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自宅を修理した場合（半壊以上）費用助成 【検討中：上限 20万円】
中古住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中古住宅の掘り起こし・入居者への情報提供 ○ 空き家関係の助成制度（家賃助成・購入助成・リフォーム助成）
引き 継ぎ 居住 に み なし 仮設 に	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自宅を解体し新築した場合（半壊以上）費用助成 【検討中：100万円】 ※ 引き続き、モバイル・トレーラーハウスを購入する場合も対象
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き継ぎ入居（入居期限時に本入居手続き） ○ 一時入居の期限を1年間延長
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き継ぎ入居（入居期限時に更新手続き）
賃 貸 住 宅	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空き住戸に誘導 ○ 公営住宅・単身者住宅の家賃減免（仮設住宅等の入居期限まで）
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 【検討中】空き住戸へ転居した場合の家賃補助 (仮設住宅等の入居期限まで)
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定公共賃貸住宅（特公賃）整備] いずれか、あるいは ○ 民間アパート建設費助成] 組み合わせて実施
ペット飼育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中古戸建て住宅へ誘導（購入・賃貸） ○ 既存民間アパート所有者へのアンケートを踏まえ制度等を検討

（引越し支援）

町内での引越し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ボランティアセンターにより対応
町外からの引越し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引越し費用助成 【検討中：上限 10万円】

新規支援制度（案）について

支援制度名	設置目的	対象者等	概要（案）	備考										
安平町自治会等災害支援金支給制度	平成30年北海道胆振東部地震により安平町において被害を受けた自治会及び町内会並びに農事組合に対し、災害支援金を支給することにより、地域コミュニティの維持と地域活動の推進を図る。	安平町内 自治会、町内会、農事組合34団体 ※概算予定額※ 基礎金 3,400,000円 加算金 1,200,000円 加算金 4,000,000円 概算合計額 8,600,000円	<p>(1) 支給基本額一律 100,000円 対象34団体 (2) 加算支給額については、り災証明書の被害状況により、会館を所有している自治会等及び会館の管理委託を受けている自治会等に応じ別表のとおり支給するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加算支給額対象</th> <th>支給金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会館を所有している自治会等 半壊以上</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>会館を所有している自治会等 一部損壊</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>会館を所有している自治会等 無被害</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>会館の管理委託を受けている自治会等</td> <td>100,000円</td> </tr> </tbody> </table>	加算支給額対象	支給金額	会館を所有している自治会等 半壊以上	500,000円	会館を所有している自治会等 一部損壊	200,000円	会館を所有している自治会等 無被害	100,000円	会館の管理委託を受けている自治会等	100,000円	各自治会・町内会・農事組合長へ文書にて周知し9月支給完了を目指す。 財源：支援金を活用
加算支給額対象	支給金額													
会館を所有している自治会等 半壊以上	500,000円													
会館を所有している自治会等 一部損壊	200,000円													
会館を所有している自治会等 無被害	100,000円													
会館の管理委託を受けている自治会等	100,000円													
安平町内における地震被災の墓石修理見舞金支給制度	平成30年北海道胆振東部地震により安平町内墓地における地震被災の墓石修理を実施した者に対し、安平町内における地震被災の墓石修理見舞金を支給することにより、災害を受けた町民の保護と福祉の増進を図る。	災害により被害を受けた当時、町内の墓地に墓石を所有している者 ※概算 墓石：50,000,000円 一部損壊以上 1,000基	<p>町民の所有する墓石が災害において、税務住民課の調査により被害を受けたとした判定区分が一部損壊以上の被害を受けた場合で別紙様式1及び応急的又は修理を行った事が分かる書類を添え、その所有者の代表として申請した者に対して次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。</p> <p>(1) 一部損壊以上の墓石の場合 上限 50,000円 (2) 一部損壊以上の墓石で修理費用が50,000円以下の場合 その実費分 (3) 一部損壊以上の墓石で墓じまいをした所有者上限 50,000円</p>	現在実施時期、申請方法、財源等検討中										

安平町給水区域外の飲料用に使用していた井戸修理見舞金支給制度	平成30年北海道胆振東部地震により安平町給水区域外の飲料用に使用していた井戸の修理を実施した者に対し、安平町給水区域外の飲料用に使用していた井戸修理見舞金を支給することにより、災害を受けた町民の保護と福祉の増進を図る。	災害により被害を受けた当時、安平町給水区域外の飲料用に使用していた井戸を所有していた者 給水区域外予定 100基 5,000,000円	安平町給水区域外の飲料用に使用していた町民の所有する井戸が災害において、被害を受け修理等を行った場合で別紙様式1及び応急的又は修理を行った事が分かる書類を添え、その所有者の代表として申請した者に対して次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。 (1) 井戸が枯渇し新たに新設した場合及び修理した場合 上限 50,000円 (2) 井戸の修理費用が50,000円以下の場合 その実費分	現在実施時期、該当数調査、申請方法、財源等検討中
安平町における地震被災の下水道未普及区域の浄化槽修理見舞金支給制度	平成30年北海道胆振東部地震により安平町における地震被災の下水道未復旧区域の浄化槽の修理を実施した者に対し、安平町における地震被災の下水道未復普及区域の浄化槽修理見舞金を支給することにより、災害を受けた町民の保護と福祉の増進を図る。	災害により被害を受けた当時、安平町における地震被災の下水道未普及区域の浄化槽を所有し使用していた者 下水道未普及外予定 100基 5,000,000円	下水道未復旧区域の浄化槽により生活をしている町民が災害において、被害を受け修理を行った場合で別紙様式1及び応急的又は修理を行った事が分かる書類を添え、その所有者の代表として申請した者に対して次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。 (1) 安平町における地震被災の下水道未普及区域の浄化槽の修理をした場合 上限 50,000円 (2) 安平町における地震被災の下水道未普及区域の浄化槽の修理をした場合で5万円以下の修理金の場合 その実費分	現在実施時期、該当数調査、申請方法、財源等検討中
		概算額計 68,600,000円		